

議案第101号

石垣市中央運動公園・住区基幹公園（4公園）・サッカーパークあかんま指定
管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の
2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- | | |
|--------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 石垣市中央運動公園・住区基幹公園（4公園）・サッ
カーパークあかんま |
| 2 指定管理者となる団体 | 兵庫県神戸市中央区京町79日本ビルヂング704
リンクワークス・沖縄ダイケン・やまと庭樹園 共同
事業体
株式会社linkworks 代表取締役 廣瀬 琢也 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

令和5年12月4日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6
項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。